



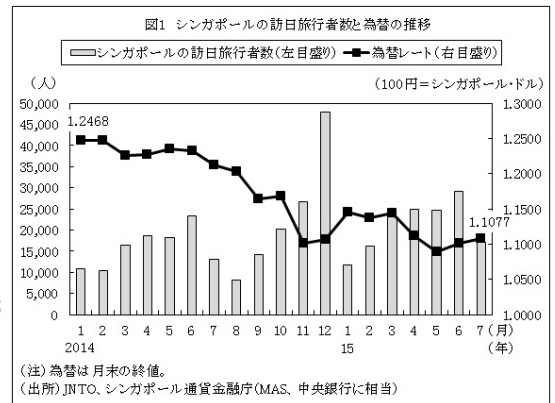
とよしん 海外貿易投資ニュース

シンガポールからの訪日旅行者が急増—リピーター多く、ユニークな体験型観光が人気—

2014年のシンガポール人の訪日旅行者は前年比20.4%増となり、2年連続で過去最高を更新した。2015年1～7月も前年同期比32.6%増と勢いを増しており、訪日観光客の7割強がリピーターだ。観光も従来型の団体旅行にとどまらず、ユニークな体験を求める個人旅行者が増加傾向にある。

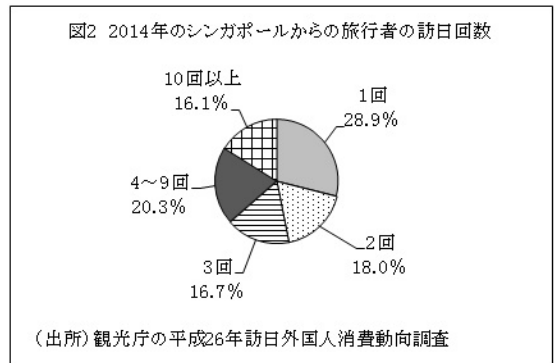
＜2014年の訪日旅行者は2割増加＞

日本政府観光局(JNTO)によると、2014年に訪日したシンガポール人は22万7,962人と前年比20.4%増加し、2年連続で過去最高を更新した。2015年1～7月も14万7,000人で前年同期比32.6%増となり、円安の進行もあって、訪日するシンガポール人旅行者は増加している(図1参照)。シンガポールの2014年の1人当たりのGDPは5万6,284シンガポール・ドル(約473万円、Sドル、1Sドル=約84円)とアジア有数の富裕国であり、国土面積が東京23区程度と小さいこともあって、休日に海外旅行を楽しむ人は少なくない。シンガポール観光庁(STB)の最新統計によると、2013年に海外渡航した国民(永住権者を含む)は延べ864万7,066人で、平均すると1人当たり年2回以上の計算になる。一般向けに旅行商品の販売や海外観光情報を提供する同国の2大旅行博覧会である「トラベル・レポリューション」と「NATASトラベルフェア」はそれぞれ年2回開催されている。そのうち7月に3日間開催されたトラベル・レポリューションの入場者は約8万1,000人(主催者発表)と、地元でも人気イベントの一つだ。JNTOをはじめ自治体などがこれらイベントなどでプロモーションに力を入れていることも、訪日観光客の増加を後押ししているようだ。



＜コスプレや芸者体験などが人気＞

シンガポールの訪日観光客が増加する一方、旅行の楽しみ方は大きく変化している。JNTOによると、2014年のシンガポール人訪日観光客の7割強が2回以上訪日しており、3回以上の来訪者も5割強と、リピーターが多いのが特徴だ(図2参照)。また、個人で訪れる人の割合は、2010年には訪日観光客全体の57%だったが、2014年は79%に増加した。「インターネットを通じて予約する個人客が中心となり、旗を持って団体を引率するような従来型のツアーは少なくなっている」(旅行会社A社)という。旅慣れた旅行者の増加に伴い、ニッチな旅行体験を売りにするボヤジン(Voyagin)やビーマイゲスト(BeMyGuest)、バヤブル(Vayable)など地場のオンライン予約サービス会社が増えている。これらは、秋葉原でのコスプレや芸者の1日体験、相撲部屋見学など、日本でしか味わえない体験を求める個人旅行者のニーズに答えている。このうちビーマイゲストは2012年の創立ながら、アジアの取扱旅行商品が9万2,000件以上(2015年8月時点)と、この3年間でアジア最大の旅行コンテンツ会社へと急成長を遂げた。同社は自社のウェブサイトだけでなく、エアアジアのチューンホテルなど提携会社を通じた旅行商品も広く販売する。同社を創業したクレメント・ウォン最高経営責任者(CEO)は「現在、取り扱っている日本の旅行商品は256件と多くはないが、日本を重要なマーケットと位置付けている」と述べた。日本に拠点を設置し、取扱商品を増やす計画だという。こうした動きを受けて、旅行予約サービスを運営する楽天は7月、日本の旅行商品数ではビーマイゲストを上回るボヤジンの株式の過半数を取得した。楽天は「今回の出資を通じて、成長著しい訪日外国人事業を強化していく」方針だ。



＜東南アジア諸国の旅行トレンドを先取り＞

既存の日系旅行会社の中には、富裕層にターゲットを絞り高価格帯の旅行商品で差別化を図る会社もある。日系旅行会社プライムトラベルグループのフォローミージャパン(Follow Me Japan)は2015年秋、1万Sドルを超す「JR九州のななつ星の貸し切りツアー」や「31日間の日本縦断ドライブツアー」を完売した。JNTOシンガポール事務所は「シンガポールにおける訪日旅行は高額で付加価値のある団体ツアーと、個人旅行に二極化しつつある」と指摘する。シンガポールの旅行トレンドは、近隣の東南アジア諸国を先取りしているといわれる。JNTOは「シンガポールはASEANのショーウィンドーと呼ばれるが、旅行トレンドでも先行マーケットだ」としている。訪日シンガポール人の都道府県別の宿泊先は、東京に次いで北海道が多い(2014年の観光庁宿泊旅行統計調査)。北海道旅行の人気は、フォローミージャパンが2005年に開始したレンタカーによるドライブツアーが火付け役だ。シンガポールにとどまらず近隣諸国の旅行会社も追随し、マレーシアやインドネシアでも北海道が人気の旅行先の上位に浮上している。今後も東南アジアからの訪日観光客の増加が見込まれる中、新たな旅行先や旅行体験を求めるニーズはますます高まりそうだ。

(出所: ジェトロ通商弘報2015年10月7日 4630d4d7619214ce 「シンガポールからの訪日旅行者が急増—リピーター多く、ユニークな体験型観光が人気—(シンガポール、日本)」)

TPP交渉が大筋合意 一高度で包括的な自由化や貿易ルールを取り決めー

環太平洋パートナーシップ(TPP)交渉が大筋合意に達した。TPP締約国は発効を目指してそれぞれ国内手続きに入る。発効すれば、高度で包括的な自由化や貿易・投資ルールがアジア太平洋諸国に広がることになる。日本をはじめ締約国が発表し始めた概要に基づき、日本企業にとって特に関心が高い分野について概説する。

<日本の工業品輸出を後押し>

内閣官房の資料によると、TPPは計30章から構成される。このうち、第2章の「内国民待遇及び物品の市場アクセス」は加盟国の関税撤廃ルールを規定している。具体的な関税撤廃のスケジュールは公表されていないが、日本は工業製品について大幅な市場アクセスの改善を獲得したもようだ。日本を除く11カ国は、品目ベース・輸出額ベースともに11カ国で99.9%に当たる工業製品の品目を無税化する。締約国のうち、日本と経済連携協定(EPA)を結んでいない米国、カナダ、ニュージーランドは、日本製品の輸入に対して発効直後に工業製品の無税品目の割合をそれぞれ39%から67%、47%から68%、79%から98%に引き上げる。米国は、日本の主力輸出品である家電、産業用機械、化学に対して輸出額ベースの99%以上に当たる品目について発効後に関税を即時撤廃する。他方、日本からの乗用車輸入に対しては、現在2.5%の乗用車関税を発効後15年目から削減し始め、20年目で半減、25年目で撤廃することとなった。日本の牛肉、コメ、水産物、茶など輸出拡大の重点品目も関税撤廃の対象となる。例えば米国向け牛肉は、発効後15年目に関税が撤廃されるまでの間、現行の米国向け輸出実績を大幅に上回る数量が無税枠の対象となる。日本産酒類については全締約国が関税を撤廃する見通しだ。原産地規則(第3章)では完全累積制度が導入された。TPP締約国で関税削減・撤廃の対象となるためにはTPPで規定された原産地規則を満たし、TPP域内で製造したというTPP原産に認められる必要がある。完全累積制度とは、域内のサプライチェーンを考慮に入れ、TPP締約国のある原材料をいずれか他の締約国において完成品の製造過程で使用する場合、この原材料を締約国の原産と見なす規定のこと。例えば日本産の高付加価値部材をメキシコでの製造に使用し、最終的に完成した製品をTPP原産として米国やカナダ向けに免税で輸出することが可能となる。これにより、TPP域内全体でのサプライチェーンを活用した利用が可能となる。

<高度な貿易・投資ルールを導入>

物品貿易以外でも高度かつ新たな貿易・投資ルールが導入された。投資(第9章)では、TPP締約国の投資家・企業が他の締約国に投資財産を設立する段階あるいは設立後において、内国民待遇・最恵国待遇を受けられるようになる。また、締約国は投資家に対してローカルコンテンツ要求、技術移転要求、ロイヤルティ規制、特定技術使用要求などを課すことが禁止される。投資家・企業と国家との間の紛争解決手続き(ISDS)も規定した。投資受け入れ国との間で問題が生じ、友好的な協議や交渉がうまくいかない場合、投資家・企業は投資紛争解決国際センター(ICSID)などの国際仲裁機関に申し立てをする権利が与えられる。政府調達(第15章)では、特定の調達機関が基準額以上の物品およびサービスを調達する際のルールを規定した。入札における無差別待遇、公正性や公平性、発効後でも適用範囲(地方政府を含む)のさらなる拡大のための交渉について規定している。TPP締約国のうち、日本、米国、カナダ、シンガポール以外の8カ国は、WTOの政府調達協定(GPA)に参加していない。また、マレーシア、ベトナム、ブルネイの3カ国は日本とのEPAでGPA水準の政府調達規定を約束していないが、TPPの第15章により、これら締約国の政府調達市場のアクセスが改善されることになる。国有企業および指定独占企業(第17章)は、締約国の企業が他の締約国の国有企業と対等な競争条件で事業を行うことができる基盤を確保する。例えば国有企業などが物品・サービスの売買を行う際に、商業的考慮に従い行動すること、他の締約国の企業に対して無差別待遇を確保することなどが義務付けられた。ただし、締約国は特定の規律を自国の特定の国有企業や特定の活動について適用しないことを付属書で留保している。知的財産(第18章)では、WTOの「知的財産権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS)」の規定を上回る水準の保護や知的財産権の行使を規定した。具体的には著作権の保護期間、新薬のデータ保護期間に係るルールの構築、商標権取得の円滑化や不正使用の法定損害賠償制度の設置、特許期間延長制度の導入、オンラインの著作権侵害対策の強化などが含まれる。

(出所:JETRO通商弘報2015年10月6日 f1432e515d7ffe7e「TPP交渉が大筋合意一高度で包括的な自由化や貿易ルールを取り決めー(日本、シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ、米国、オーストラリア、ペルー、ベトナム、マレーシア、メキシコ、カナダ)」)

！！外貨両替は弊庫へ 米ドルは全店で、17通貨は本店で取扱中！！

次のセミナー等をご案内させていただきました。

セミナー等名称	開催地	主催者
メキシコ自動車産業の現状と進出戦略セミナー	名古屋	韓国貿易センター(名古屋)
製造業のためのアセアン進出セミナー	名古屋	あいち産業振興機構
ベトナム法務セミナー「ライセンス契約の実態と留意点」	名古屋	ジェトロ名古屋
愛知・タイもつくりビジネス商談会&セミナー	名古屋	ジェトロ名古屋
ムスリム「食品輸出・おもてなし」セミナー	名古屋	愛知県
輸出入門セミナー ～農林水産物・食品の輸出を対象として～	名古屋	ジェトロ名古屋
天津西青経済技術開発区 自動車産業投資説明会	名古屋	国家級天津西青経済技術開発区管理委員会

心と心のおつきあい
豊田信用金庫

国際業務部

〒471-8601
愛知県豊田市元城町1-48

電話 0565-36-1381

FAX 0565-36-1213

URL <http://www.toyoshin.co.jp>